

平成18年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社九州親和ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 小田 信彦
コード番号 8340
東証第一部、福証

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第4期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

文中の条数は特に断りのない限り変更案の条数を指しています。

- (1) 発行可能株式数については、平成18年4月末日現在で優先株式550万株が普通株式へ転換されたことにより優先株式の発行可能株式数を550万株減じております。(第5条)
- (2) 株主総会の円滑な運営を図るため、代理人の員数と資格の証明について定めるものであります。(第25条)
- (3) 株主総会議事録への署名(記名捺印)義務がなくなったことによる変更であります。(第26条)
- (4) 種類株主総会について基準日を準用できるよう変更するものであります。(第27条)
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。
 - ①経営の機動的な意思決定を可能とするため、第36条2を新設するものであります。
 - ②会計監査人の選任、任期について、第49条(選任方法)、第50条(任期)を新設するものであります。
- (6) 第7条(株券の発行)、第9条(株主名簿管理人)、第31条(取締役会の設置)、第39条(監査役および監査役会の設置)、第48条(会計監査人の設置)につきましては、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87条)(以下、整備法という)により、会社法の施行に伴って定款に定めたとみなされた事項を明文化するため、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

- (7) 現行の第49条（優先株式の転換と配当）は会社法により無意味な規定となったため、削除するものであります。
- (8) 上記各変更に伴う章数、条数および号数の繰り下げを行うものであります。
- (9) その他、会社法施行に伴う文言変更、条数変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日（火）
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日（火）

以 上

本件に関するお問い合わせ先 総務グループ 今田 TEL 0956-26-4105
--

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社九州親和ホールディングスと称し、英文では、Kyushu-Shinwa Holdings, Inc. と表示する。 (目的) 第2条 当社は、銀行持株会社として、次に掲げる業務を営むことを目的とする。 ① 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 ② その他前号の業務に附帯する業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を長崎県佐世保市に置く。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞および長崎市において発行する長崎新聞に掲載する。 第 2 章 株式 (発行する株式の総数および株式の消却) 第5条 当社の発行する株式の総数は、12億株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 普通株式 1,100,000千株 優先株式 100,000千株 2. 株式の消却は、普通株式または各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式の買受けができる。</u> <新設> (1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式数は、普通株式および各種優先株式のそれぞれにつき1,000株とする。 2. 当社は、株式取扱規定に定める場合を除いては、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u> (単元未満株式の買増し) 第7条の2 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u>	第 1 章 総則 (商号) 第1条 <現行どおり> (目的) 第2条 <現行どおり> (本店の所在地) 第3条 <現行どおり> (公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞および長崎市において発行する長崎新聞に掲載する<u>方法により行う。</u> 第 2 章 株式 (発行可能株式総数および株式の消却) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>11億9,450万株</u>とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 普通株式 1,100,000千株 優先株式 94,500千株 2. 株式の消却は、普通株式または各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。 (自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、普通株式および各種優先株式のそれぞれにつき1,000株とする。 2. 当社は、株式取扱規定に定める場合を除いては、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u> (単元未満株式の売渡請求) 第8条の2 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主名簿への記載または記録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規定) 第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 (基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> (株式取扱規定) 第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、実質株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 (基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。
第3章 優先株式	第3章 優先株式
(優先配当金) 第11条 当社は、第47条に定める利益配当金を支払うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年100円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>利益配当金</u>（以下「優先配当金」という。）を<u>支払う</u>。ただし、当該営業年度において第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を<u>支払った</u>ときは、その額を控除した額とする。 2. ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して優先配当金の全部または一部を<u>支払わない</u>ときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 3. 優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて<u>利益配当</u>は行わない。 (優先中間配当金) 第12条 当社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を<u>支払う</u>。	(優先配当) 第12条 当社は、第53条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年100円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>剰余金の配当</u>（以下「優先配当」という。）を<u>行う</u>。ただし、当該事業年度において第13条に定める優先中間配当の全部または一部を<u>行った</u>ときは、その額を控除した額とする。 2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して優先配当の全部または一部を<u>行わない</u>ときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当を超えて<u>剰余金の配当</u>は行わない。 (優先中間配当) 第13条 当社は、第54条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当の額の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当」という。）を<u>支払う</u>。

現 行 定 款	変 更 案
(残余財産の分配) 第13条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。 2. 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。 (議決権) 第14条 優先株主は、法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。 2. 優先株主は、(1) 優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が定時株主総会に提出されない場合は、当該定時株主総会から(2) 優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が定時株主総会において否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時から、優先配当を受ける旨の利益処分に関する議案を承認する決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有する。 (優先株式の併合または分割、新株引受権等) 第15条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 2. 当社は、優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。 (優先株式の消却) 第16条 当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを消却することができる。 (普通株式への転換) 第17条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、優先株式の普通株式への転換を請求することができる。 (一斉転換) 第18条 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額を、普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。ただし、普通株式の時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。 2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法第220条</u>の規定に従ってこれを取り扱う。	(残余財産の分配) 第14条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。 2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。 (議決権) 第15条 優先株主は、法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。 2. 優先株主は、(1) 優先配当を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会に提出されない場合は、当該定時株主総会から(2) 優先配当を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会において否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時から、優先配当を受ける旨の剰余金の処分に関する議案を承認する決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有する。 (優先株式の併合または分割、新株引受権等) 第16条 <現行どおり> (優先株式の消却) 第17条 <現行どおり> (普通株式への転換 (取得請求権)) 第18条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換（取得をいう。以下同じ。）を請求することができる期間中、<u>当会社に対して、当該優先株式の転換を請求することができる。この転換の請求があったときは、当会社は、当該請求株主に対して普通株式を交付するものとし、その交付する普通株式の数等の条件は当該取締役会決議で定める。</u> (一斉転換 (取得条項)) 第19条 <u>前条に定める転換を請求することができる期間中に転換請求のなかった優先株式については、当会社は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株につき、優先株式1株の払込金相当額を、普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付するのと引換えに、当該優先株式を取得することができる。ただし、普通株式の時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u> 2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条</u>の規定に従ってこれを取り扱う。

現 行 定 款	変 更 案
(優先順位) 第19条 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。 (除斥期間) 第20条 第50条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。 第4章 株主総会 (招集) 第21条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。 (招集権者および議長) 第22条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 (決議の方法) 第23条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 (議決権の代理行使) 第24条 株主は、当会社の当該株主総会において議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第25条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 (種類株主総会) 第26条 第22条、第24条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 第5章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第27条 当会社の取締役は、15名以内とする。	(優先順位) 第20条 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当、優先中間配当および残余財産の支払順位は、同順位とする。 (除斥期間) 第21条 第55条の規定は、優先配当および優先中間配当の支払いについてこれを準用する。 第4章 株主総会 (招集) 第22条 <現行どおり> (招集権者および議長) 第23条 <現行どおり> (決議の方法) 第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第25条 株主は、当会社の当該株主総会において議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第26条 <u>株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u> (種類株主総会) 第27条 <u>第11条第1項、第23条、第25条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</u> 第5章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第28条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任方法) 第28条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第29条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。 <新設> (役付取締役) 第30条 取締役会は、その決議により、取締役のうちから取締役社長1名を定める。 2. 取締役会は、その決議により、取締役のうちから取締役会長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>定める</u>ことができる。 (代表取締役) 第31条 取締役社長は、当会社を代表する。 2. 取締役会の決議をもって、役付取締役のうちから取締役社長のほかに代表取締役を<u>定める</u>ことができる。 3. 代表取締役は、各々当会社を代表する。 (取締役会の招集権者および議長) 第32条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 (取締役会の招集通知) 第33条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第34条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数</u>をもって行う。 <新設>	(取締役の選任方法) 第29条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <現行どおり> (取締役の任期) 第30条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 <現行どおり> (取締役会の設置) 第31条 当会社は、取締役会を置く。 (役付取締役) 第32条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役社長1名を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>選定</u>することができる。 (代表取締役) 第33条 取締役社長は、当会社を代表する。 2. 取締役会の決議によって、役付取締役のうちから取締役社長のほかに代表取締役を<u>選定</u>することができる。 3. 代表取締役は、各々当会社を代表する。 (取締役会の招集権者および議長) 第34条 <現行どおり> (取締役会の招集通知) 第35条 <現行どおり> 2. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の<u>手続</u>を経ないで開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第36条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わる<u>ことのできるものに限る。</u>）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第35条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> (取締役会規定) 第36条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。 第6章 監査役および監査役会 <新設> (監査役員の員数) 第37条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第38条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第39条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。 (常勤監査役) 第40条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役若干名を定める。</u> (監査役会の招集通知) 第41条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第43条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> (監査役会規定) 第44条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	(取締役会の議事録) 第37条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u> 2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 (取締役会規定) 第38条 <現行どおり> 第6章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第39条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u> (監査役の員数) 第40条 <現行どおり> (監査役の選任) 第41条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第42条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <現行どおり> (常勤監査役) 第43条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第44条 <現行どおり> 2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第45条 <現行どおり> (監査役会の議事録) 第46条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u> (監査役会規定) 第47条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<新設> <新設> <新設> <新設> 第7章 計算 (営業年度および決算期) 第45条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。 (利益金の処分) 第46条 当社の利益金は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議をもってこれを処分する。 (利益配当金の支払) 第47条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。 (中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定に基づく金銭の分配</u>（以下「中間配当」という。）を行うことができる。 (優先株式の転換と配当) 第49条 <u>当社の発行する優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u> (配当金の除斥期間) 第50条 当社の利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。 2. <u>未払利益配当金および未払中間配当金</u>については、利息はつけない。 以 上	第7章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第48条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u> (選任方法) 第49条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (任期) 第50条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u> 第8章 計算 (事業年度) 第51条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の処分) 第52条 当社の剰余金は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議をもってこれを処分する。 (剰余金の配当) 第53条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (中間配当) 第54条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項による剰余金の配当</u>（以下「中間配当」という。）を行うことができる。 <削除> (剰余金の配当等の除斥期間) 第55条 当社の剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。 2. <u>未払剰余金の配当および未払中間配当</u>については、利息はつけない。 以 上